

公 共 事 業
環 境 配 慮 マ ニ ュ ア ル



千 曲 市

平 成 1 7 年 8 月

目 次

1. 「公共事業環境配慮マニュアル」の目的	-----	(1)
2. 「公共事業環境配慮マニュアル」の基本的な考え方	-----	(1)
3、「公共事業環境配慮マニュアル」の取り扱い	-----	(2)
4. 公共工事に伴う環境配慮要素	-----	(3) ~ (5)
5. 工事一覧表	-----	(6)
6. 環境配慮 計画・構想 編	-----	第1編
7. 環境配慮 設計・実施 編	-----	第2編
8. 資料		
(1) 建設リサイクル法 (H14.5.30完全施行)		
(2) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (S51.3.2付建設省経機発54号 S62改正)		
(3) 公共建設工事における再生資源活用について (H14.5.30付国官技42号)		
(4) 建設副産物適正処理要綱 (H14.5.30付国交省事務次官)		
(5) 建設リサイクルガイドライン (H14.5.30付大臣官房技術調査課長)		
(6) 建設リサイクル推進計画2002 (H14.5.30付国交省事務次官)		
(7) 長野県建設リサイクル推進指針		
(8) 建設副産物対策について (長野県土木部監理課)		
(9) 長野県土木工事技術指針集 (財)長野県建設技術センター		
(10) 土木部土木工事共通仕様書 (長野県土木部)		
(11) 土木部土木工事現場必携 (財)長野県建設技術センター		
(12) 土木部土木工事等共通仕様書 (長野県農政部)		
(13) 林業土木工事仕様書 (長野県治山林道協会)		
(14) 現場管理の手引 (長野県農政部)		
(15) 水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)		
(16) 公共建築工事標準仕様書 (国交省大臣官房官庁営繕部監修)		
・建築工事編　・電気設備工事編　・機械設備工事編		
(17) 公共建築設備工事標準図 (　　〃　　)		
・機械設備工事編　・電気設備工事編		
(18) 公共建築改修工事標準仕様書 (　　〃　　)		
・建築工事編　・電気設備工事編　・機械設備工事編		
(19) 公共住宅建設工事共通仕様書 (国交省住宅局住宅総合整備課監修)		
(20) 千曲市生活環境保全条例		
(21) 千曲市環境基本条例		

● 「公共事業環境配慮マニュアル」の目的

この「公共事業環境配慮マニュアル」は、千曲市が行う公共事業において、地域及び地球の環境保全を目標に各部の共通認識の下、環境への配慮に積極的に取り組むことを目的とする。

● 「公共事業環境配慮マニュアル」の基本的な考え方

千曲市発注の土木・建築工事は、環境に配慮した計画、設計及び施工を採用し、環境負荷の低減に努めるものとする。

また、「公共事業環境配慮マニュアル」は、以下の4点を基本事項として策定した。

- ①豊かな自然環境の保全と景観に配慮した土地利用
- ②地球環境への取り組み
- ③生活環境に配慮した工事方法の採用
- ④建設副産物の発生量抑制、リサイクル促進及び適正処理

なお、上記の基本事項を達成するために、配慮する環境要素は次のとおりである。

- I. 生活環境 ⇒ 大気質 水質 騒音 振動 悪臭 地下水 地域生活環境 電波障害
日照障害
- II. 自然環境 ⇒ みどり 水辺環境 生物（植物・動物） 地形・地質
- III. 快適環境 ⇒ 景観 歴史資源
- IV. エネルギー・物質循環 ⇒ エネルギー 水資源
- V. 地球環境 ⇒ 建物副産物（一般・産業廃棄物） 热帯林 野生生物

「公共事業環境配慮マニュアル」の取扱い

1. 環境配慮「計画・構想」編について

計画段階において良好な環境保全の為、工事に反映する環境配慮事項である。

2. 環境配慮「設計・実施」編について

設計及び施工における環境配慮事項であり、これらの配慮事項は原則的にすべて実施するものとする。

3. 環境配慮「チェックリスト」について

チェックリストは環境配慮事項の実施状況を把握する為に作成し、チェックは「設計・実施」編について行うものとし、チェック対象事項は「設計・実施」編の配慮事項と同一とする。

なお、チェックリストは設計金額300万円以上の公共工事について作成するものとする。

また、チェックリストは各配慮事項において、監督員が下記の表示のとおりチェックを行い、「設計」・「変更」・「竣工」時に課長までの決裁を受けるものとする。

◎ 配慮事項に対する実施状況の表示

①実施される配慮事項 ⇒ ○

②検討したが実施されない配慮事項 ⇒ ×

③チェック対象にならない配慮事項 ⇒ ／

4. 建設副産物実態調査について

毎年度のリサイクル状況を把握するため、国土交通省により「建設副産物実態調査」が行われている。併せて、このデータを基に千曲市の建設副産物の発生量及び再利用量等の集計を行うこととする。（取りまとめは 建設課）

のことから、各課の担当職員は、必ず建設課担当職員までデータ（F D）で提出すること。

なお、対象工事は、すべての公共工事であるので注意すること。

5. 「公共事業環境配慮マニュアル」の適用範囲

本「公共事業環境配慮マニュアル」は緊急的な工事は除くものとする。

6. 「公共事業環境配慮マニュアル」の見直し

本「公共事業環境配慮マニュアル」は関係各課協議のうえ、必要に応じ隨時見直すものとする。

7. 実施期間

本「公共事業環境配慮マニュアル」は平成17年8月1日より実施する。

公共工事に伴う環境配慮要素

千曲市の公共工事における環境配慮要素は、以下のとおりである。

これらの配慮要素は、生活環境並びに地球環境を保全及び向上を図る為に欠かすことのできないものである。

公共工事に携わる者として、常に本環境配慮要素を念頭におき工事の遂行を図ると共に、今後更なる環境の改善に努めるものとする。

なお、具体的な施策については、「設計・実施」編で考慮するものである。

I. 生活環境

1. 大気質

- ①公共施設において、冷暖房施設等の稼動に伴う排出ガスによる周辺地域の大気質への影響
- ②道路整備により自動車走行に伴う排出ガスによる周辺地域の大気質への影響
- ③グラウンド・レクリエーション施設等からの砂じんによる周辺地域の大気質への影響
- ④造成工事並びに搬入土砂の埋立て工事等に伴う砂じんによる周辺地域の大気質への影響

2. 水質

- ①グラウンド・レクリエーション施設等の排水による周辺水域の水質への影響
- ②土地の改変等による濁水等の周辺水域への影響

3. 騒音

- ①工事機械等の稼動に伴う騒音による周辺住民の生活環境への影響
- ②自動車走行に伴う騒音による周辺住民の生活環境等への影響
- ③レクリエーション施設等に伴う騒音による周辺住民への生活環境への影響

4. 振動

- ①工事機械等の稼動に伴う振動による周辺住民の生活環境等への影響
- ②自動車走行に伴う振動による周辺住民の生活環境等への影響

5. 悪臭

- ①終末処理場施設の稼動に伴う悪臭による周辺住民の生活環境等への影響

6. 地下水

- ①浸透による地下水の補給・涵養
 - ・透水性舗装による浸透
 - ・柵及び側溝による浸透
 - ・屋根雨水を柵による浸透

7. 地域生活環境

- ①グラウンド・レクリエーション施設等において、夜間照明等による周辺住民の生活環境等への影響

- ②道路整備等におけるルート、構造等による地域分断
- ③歩道及び車道等において、高齢者及び障害者の安全な歩行の確保
- ④大規模建築物の駐車場等への出入り車両による交通安全への影響
- ⑤工事に伴う出入車両による交通安全への影響

8. 電波障害

- ①大規模建築物の存在による周辺地域の電波受信状態への影響

9. 日照障害

- ①大規模建築物による周辺地域の日照時間等への影響

II. 自然環境

10. みどり

- ①面的な土地改変による緑への影響
- ②道路整備等に伴う線的改変による緑への影響

11. 水辺環境

- ①小河川や排水路などで水生生物や昆虫及び植物との共生

12. 生物（植物・動物）

- ①ルート及び構造等の選定にあたり、生物の生息環境などへの考慮

13. 地形・地質

- ①土地の改変を極力抑えることによる自然保存

III. 快適環境

14. 景観

- ①土地の改変等に伴う景観及び眺望点の改変による周辺景観への影響
- ②高層建築物の存在による周辺景観への影響
- ③周辺の景観等を考慮した位置・構造・形態・意匠・色彩・素材
- ④道路整備における電柱…信号柱・照明灯の集約化

15. 歴史的資源

- ①土地の改変等による埋蔵文化財等の改変及び消滅

IV. エネルギー・物質循環

16. エネルギー

- ①終末処理場施設において、未利用エネルギーの活用の可能性
- ②大規模建築物等の冷暖房施設の省エネルギー化
- ③無限な太陽エネルギーの活用

17. 水資源

- ①大規模な土地の改変による水分条件（水質・水量等）への影響

18. 建設副産物（一般・産業廃棄物）

- ①限りある資源の有効かつ効率的な利用及び適正処理

V. 地球環境

19. 热帯林

- ①地球温暖化防止のため熱帯材型枠の使用抑制

20. 野生生物

- ①野生動物保護のための森林減少防止

工事一覧表

	工事名		工事名
1	集落排水（処理有）	21	土地区画整備事業
2	農村公園整備	22	公共下水道
3	防火水槽	23	都市下水路
4	集落農園	24	河川
5	林道開設（改良）	25	建築工事
6	キャンプ場整備	26	建築解体
7	道路改良（築造）	27	グラウンド改修
8	舗装新設	28	建物外構
9	側溝改良	29	水道管布設
10	用悪水路改良・水路築造	30	ポンプ室新設
11	防護柵新設		
12	歩道新設		
13	道路照明		
14	橋梁整備		
15	交差点改良		
16	駅前広場築造		
17	道路植栽		
18	宅地造成		
19	公園植栽		
20	公園整備		